

# 昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部公的研究費内部監査実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部における公的研究費取扱規程」（以下「規程」という。）第39条に基づき、昭和音楽大学及び昭和音楽大学短期大学部（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な使用を確保するために実施する内部監査（以下「監査」という。）に関して必要な事項を定める。

## (対象)

第2条 この要領の対象となる公的研究費は、規程第2条に定めるものとする。

## (監査区分)

第3条 公的研究費の監査を次の各号のとおり区分する。

- (1) 科学研究費補助金の通常監査（以下「科研費通常監査」という。）
- (2) 科学研究費補助金の特別監査（以下「科研費特別監査」という。）
- (3) 科学研究費補助金を除く公的研究費の監査（以下「公的研究費監査」という。）
- (4) 公的研究費管理体制の検証（以下「機関監査」という。）

## (監査対象等)

第4条 前条各号に定める監査の対象は、次の各号のとおりとする。

- (1) 科研費通常監査  
本学において、科学研究費補助金の交付を受けている研究課題数の概ね20%を対象とし、その抽出は規程第39条により構成される内部監査部門が行う。
- (2) 科研費特別監査  
科研費通常監査の対象となった研究課題のうち、概ね50%を対象とし、その抽出は内部監査部門が行う。
- (3) 公的研究費監査  
科学研究費補助金を除く公的研究費を対象とする。
- (4) 機関監査  
公的研究費の管理体制全般を対象とする。

## (監査方法)

第5条 前条に定める監査は原則として毎年実施することとし、内部監査部門がこれを行う。監査方法は次の各号のとおりとする。

- (1) 科研費通常監査  
各種申請書、証憑等の書類確認により実施する。監査の結果、必要に応じて研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。

(2) 科研費特別監査

各申請書類、証憑等の書類確認に加えて、物品確認等の事実確認を行い、より詳細に監査する。監査の結果、必要に応じて研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。

(3) 公的研究費監査

科研費通常監査及び特別監査に準じて行う。

(4) 機関監査

各種の書類確認に加え、必要に応じて公的研究費の管理体制に関する関係者にヒアリングを行い、不正防止を含めた管理体制の有効性を検証する。

2 内部監査部門は、監事及び会計監査人等と連携し、その助言を活用することができる。

(結果報告)

第6条 監査結果は、内部監査部門が遅滞なく統括管理責任者に報告する。統括管理責任者は、監査結果を検討し、最終監査結果を最高管理責任者に報告する。

(改廃)

第7条 この要領の改廃は、学園運営委員会の議を経て学長が行う。

附 則 この要領は、平成27年3月1日から施行する。

附 則 この規程の制定に伴い「昭和音楽大学公的研究費内部監査実施要領」「昭和音楽大学短期大学部公的研究費内部監査実施要領」は2021（令和3）年3月31日をもって廃止する。